

令和3年度 貸与奨学事業募集要項

公益財団法人日本教育公務員弘済会

1. 応募資格

奨学金を貸与する奨学生は、国公立大学院、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程に在学し、学資金の支払いが困難と認められる30歳未満のものとし、ただし、高等専門学校については、第4学年以上の在學生に限るものとし、

2. 奨学金額と貸与期間

奨学金の貸与期間は、正規の最短修業期間とします。貸与する奨学金の額は、修業期間1年につき25万円以内とし最高100万円とします。

<奨学金の貸与例>

- ・高等専門学校 25万円×2年間＝50万円
- ・専修学校専門課程 25万円×2年間＝50万円
- ・短 大 25万円×2年間＝50万円
- ・大 学 25万円×4年間＝100万円
- ・大 学 院 25万円×2年間＝50万円

3. 奨学金の利息

無利息です。

4. 申請手続き

奨学生志望者は、親権者の在住する都道府県支部に必要書類を提出し申請します。

5. 奨学生の採用

奨学生志望者の希望、家庭の事情等を参酌し、選考委員会の選考を経て理事長が採用を決定します。

6. 奨学金貸与方法

手続き完了後、奨学金を奨学生名義の銀行口座に振り込みます。

7. 奨学金返還方法

貸与を受けた奨学金は、学校卒業（退学等を含む。）の年まで据え置き、その年の12月から7年以内（ただし、奨学金額100万円借用者に限定し、それ以外は5年以内とする。）に年賦の方法で全額返還していただきます。

ただし、毎回の返還額は5万円以上とし、端数が生じたときは、最終回の返還額とします。

なお、年賦金の返済金を延滞したときは、延滞金が発生します。

8. その他

詳しくは、各都道府県支部へお問い合わせください。